



長野県報

2月21日(月)
平成17年
(2005年)
第1636号

目次

規則

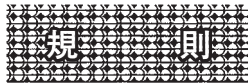
長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部改正(教育振興課私学教育振興室) 1

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課) 1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 2

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業振興課) 2
家畜伝染病発生の報告(畜産課) 4
特定調達契約に係る落札者の決定(自律教育課) 4



教育振興課私学教育振興室

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和44年長野県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
第13条第1項第7号を次のように改める。

(7) 登記事項証明書

第14条第2項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

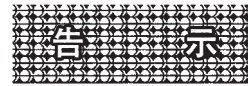
附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第89条第3項において準用する同法第53条第8項の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、この規則による改正後の長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則第3条第1項、第13条第1項第7号及び第14条第2項に規定する登記事項証明書とみなす。



長野県告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年2月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画道路事業 3・4・1号坂都1号線
- 3 事業施行期間
平成10年12月14日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

都市計画課